

GW(ゴールデンウィーク)中に
在留期間が満了する方へ(お知らせ)

大型連休前の 「在留諸申請」はお済みですか？

現行制度 の取扱

申請期間

- ・ 在留資格変更許可申請
在留資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前。
- ・ 在留期間更新許可申請
在留期間の満了する日以前（6か月以上の在留期間を有する者にとっては在留期間の満了するおおむね3か月前から）。
- ・ 在留資格取得許可申請
資格の取得の事由が生じた日から30日以内。

申請期間等の末日が 休日に当たる場合

- ・ 在留資格取得許可申請
申請期間の末日が休日の場合、**当該期間は直近の開庁日まで延長されます。**
- ・ 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請
在留期間の満了日が休日に当たる場合で、**当該申請が直近の開庁日に提出されたときは、通常の申請受付期間内の申請として受け付けられます。**

申請はお早めに！！



出入国在留管理庁
出入国在留管理局

外国人在留総合
インフォメーションセンター
0570-013904

GW中に在留期間が満了した方は必ずこの日に
申請願います。